

「保護預り約款」の新旧対照表（変更箇所）

平成 25 年 8 月 1 日付で「保護預り約款」の一部を改定させていただきます。

(下線部変更箇所)

新	旧
<p>第 2 条 【保護預り証券】 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2 ｝ (現行どおり) 3</p>	<p>第 2 条 【保護預り証券】 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款及び別に定める<u>受益証券発行信託の受益証券の保護預りに関する約款の定め</u>に従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2 ｝ (省 略) 3</p>
<p>第 9 条 【お客さまへの連絡事項】 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。</p> <p>1 ｝ (現行どおり) 4</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1 年に 1 回(信用取引、<u>デリバティブ取引</u>の未決済建玉がある場合には 2 回) 以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお取扱店の内部管理責任者または本社のお客さま相談室に直接ご連絡ください。</p>	<p>第 9 条 【お客さまへの連絡事項】 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。</p> <p>1 ｝ (省 略) 4</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1 年に 1 回 (信用取引、<u>金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引</u>（以下「<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>」といいます。）<u>又は金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引</u>（<u>有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 6 第 1 項第 2 号に該当するもの及び同令第 16 条の 4 第 1 項各号に掲げるものを除く。</u>）の未決済建玉がある場合には 2 回) 以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお取扱店の内部管理責任者または本社のお客さま相談室に直接ご連絡ください。</p>

新	旧
<p>第16条 【解 約】</p> <p>次に<u>掲げる</u>場合は、契約は解約されます。</p> <p>1 ㄱ (現行どおり) 7</p>	<p>第 16 条 【解 約】</p> <p>次に<u>あげる</u>場合は、契約は解約されます。</p> <p>1 ㄱ (省 略) 7</p>
<p>第18条の2 【緊急措置】</p> <p><u>法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第19条 【免 責 事 項】</p> <p>当社は、次に<u>掲げる</u>場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1 ㄱ (現行どおり) 5</p> <p>改定年月日 平成25年8月1日</p>	<p>第19条 【免 責 事 項】</p> <p>当社は、次に<u>あげる</u>場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1 ㄱ (省 略) 5</p>

以 上